

○みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和6年3月15日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、予算の範囲内でみなかみ町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号。以下「規則」という。）及び総務省要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する民間事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする者
- (2) みなかみ町税条例（平成17年条例第50号）第3条に規定する町税の滞納がない者
- (3) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、総務省要綱第4条に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条に規定する交付対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象者が地域金融機関等から受ける融資又は出資の額（以下「融資額」という。）及び自己資金等の合計額を差し引いた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1事業当たり次の各号に定める場合に応じて、当該各号に定める額以内の額とする。

- (1) 融資額が補助金の額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額が補助金の額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 補助対象事業に係る収支計画書及び当該収支計画書に記載のある金額の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 補助対象事業に係る工程表その他の開始から完了までのスケジュールが分かる資料
- (4) 町税の完納証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 町長は、第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、総務省要綱第7条第1項の規定に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、総務省要綱第8条の規定に基づく交付決定の通知を受けたときは、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（状況の報告）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長から求めがあったときは、当該補助対象事業の遂行状況を報告しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない補助対象事業の計画の細部の変更であるもの

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、総務省要綱第11条第1項の規定に基づく変更申請を速やかに行うものとする。

3 町長は、総務省要綱第11条第2項の規定に基づく当該変更申請に係る承認通知を受けたときは、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金事業変更承認決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 契約書、請求書、領収書、納品書の写し

(3) 補助対象事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(4) 融資額を確認できる書類（地域金融機関等からの融資契約書等）の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第7号）により補助金の請求をするものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、第7条の規定による交付決定の後に概算払をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付決定の内容の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 法令に違反又は補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

(2) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(3) 第7条の規定による交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書(様式第8号)により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(取得財産等の処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたと認められるときは、当該収益の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

みなかみ町長

住 所

事業者名

代表者名

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付申請金額

交付申請金額 (千円)

3 補助対象事業の開始予定日 年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日 年 月 日

添付関係書類

- (1) 地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 補助対象事業に係る収支計画書及び収支計画書に記載のある金額の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 補助対象事業に係る工程表その他の開始から完了までのスケジュールが分かる資料
- (4) 町税の完納証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付決定額

交付決定額 (千円)

3 交付の条件

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町長

住 所

事業者名

代表者名

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したいので、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金事業変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金事業
変更申請について、下記のとおり承認することに決定したので、みなかみ町地域経済循環
創造事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 承認の条件又は不承認の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

みなかみ町長

住 所

事業者名

代表者名

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日 付 第 号で交付決定

のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金の $\left(\begin{array}{c} \text{完} \\ \text{了} \\ \text{会計年度が終了} \end{array} \right)$ 交付対象事業

について、したので、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により、実績を報告します。

添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書、請求書、領収書、納品書等の写し
- (3) 補助対象事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
- (4) 融資額を確認できる書類（融資機関からの融資決定通知等）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付確定額

交付確定額 (千円)

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

みなかみ町長

住 所

事業者名

代表者名

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったみなかみ町地域経済循環創造事業補助金について、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

1 請求額

請求額 (千円)

2 振込口座

金融機関		支店							
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

様式第 8 号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみなかみ町地域経済循環創造事業補助金について、みなかみ町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 返還すべき額

返還すべき額 (千円)

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)